

茨市推第 1540 号
令和2年3月31日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等)の変更について(お知らせ)

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和2年3月24日開催の第10回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議で決定した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応(施設の休館等)について」において、令和2年4月1日から当分の間、再開に必要な条件を全て満たす場合に限り、利用を一部再開するとしておりましたが、本日、同対策本部会議において、市公共施設の利用の一部再開を中止し、令和2年5月10日まで休館することを決定いたしましたのでお知らせいたします。また、この決定に伴う利用者の皆さまへの対応・周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、休館中におけるコミュニティセンターの管理運営につきましては、これまでどおり、利用許可申請の受付などへの対応をお願いいたします。

さらに、令和2年4月1日以降の利用料の取扱いにつきましては、令和2年5月10日まで、施設利用料を全額返金していただきますようお願いいたします。

なお、今後の国、大阪府の方針等や市内の感染者の確認状況等により、期間等の見直しが必要と判断した場合は、改めて対応することになりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。